

開示手続での写しの取得方法の変更について

司法行政文書開示手続での写しの取得方法について、開示申出人がご自身でコピー機を利用したり、謄写業者に依頼したりしていただいておりましたが、令和4年7月1日から以下の方法に変更します。

なお、開示文書が15枚以下の場合、無償で写しを交付していましたが、上記のとおり、写しの取得方法が変更されることに伴い、取りやめます。

今後の写しの取得方法

開示通知書の受領後、希望する実施方法を記載した申出書を提出する際に実施手数料として収入印紙を同封していただき、裁判所職員が写しを作成して交付します。同申出書を提出する際に、送付用の郵便切手を同封していただければ、郵送で受領することもできます。変更後の手続の流れは以下の図のとおりです。

なお、開示文書の閲覧のみを求める場合も、実施方法を記載した申出書を提出する必要がありますが、手数料は不要です。

従来の手続の流れ

開示の申出を受けた裁判所

開示通知書

【謄写の方法】

裁判所の指定する謄写業者に謄写を委託する方法のほか、
庁舎内にコインベンダー付きコピー機を設置している府では
それを使用する方法も選択可能。

謄写

開示申出人

今後の手続の流れ

開示の申出を受けた裁判所

開示通知書

実施方法等申出書

収入印紙

郵便切手

【写しの交付の方法】

紙に複写する方法のほか、
光ディスクに複写する方法
も選択可能。

写しの交付

開示申出人

実施日：令和4年7月1日

令和4年7月1日以降に提出された開示申出書に関する手続について、上記のとおりの取扱いとなります。

それより前に提出された開示申出書に関する手続については、従来の取扱いのとおりです。